



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
2月6日  
第688号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	1
○ 告 示	
解除予定保安林の通知 (森林保全課)	6
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	6
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	6
道路区域の変更 (道路保全課)	6
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	8
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	8
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	11
一般競争入札の公告 (住宅課)	11
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (湖東、湖北)	13
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (南部)	13
○ 公安委員会規則	
※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	14
○ 病院事業庁公告	
落札者決定の公告	14
○ 正 誤	
令和8年1月23日付け第684号大規模小売店舗の変更の届出の公告中	14

## 規 則

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県規則第2号

#### 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則 (平成5年滋賀県規則第1号) の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 戸籍の謄本または抄本 (日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)) (申請前6月以内に作成されたものに限る。)
- その他知事が適当と認めるもの (以下「戸籍謄本等」という。)

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、氏名に旧姓または通称名を併記することを希望するときは、当該旧姓または通称名を確認することができる戸籍謄本等を添えなければならない。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (4) 氏名に旧姓または通称名を併記する場合にあつては、当該旧姓または通称名

第6条第2項中「戸籍の抄本または謄本(日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))」を「戸籍謄本等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、氏名に旧姓または通称名を併記することを希望するときは、当該旧姓または通称名を確認することができる戸籍謄本等を添えなければならない。

第21条中「第17条第2項第3号」を「第17条第2項第2号」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第3条関係)

ふぐ処理者免許申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(申請者)

住所

ふりがな

氏名

電話番号

ふぐ処理者の免許を受けたいので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
ふぐ処理者となる 資格	年 月	実施の滋賀県ふぐ処理者試験に合格 合格証書番号 第 号	
	年 月	県(都道府・市区)で処理に関する免許等取得 免許証等番号 第 号	
免許等の取消しの 有無	有 ・ 無	取消事由(有の場合)	
旧姓または通称名の 併記の希望の有無	有 ・ 無	(有の場合) ふりがな 旧姓または通称名	ふりがな

※受付機関使用欄

受付機関名・担当者氏名
保健所・

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

ふぐ処理者名簿登録事項変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(申請者)

住所

ふりがな

氏名

電話番号

ふぐ処理者名簿の登録事項に変更を生じたので、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更事項	1 氏名 2 住所		
変更内容	変更前		変更後
変更年月日	年 月 日		
旧姓または通称名の併記の希望の有無	有 ・ 無	(有の場合) ふりがな ふりがな 旧姓または通称名	

※受付機関使用欄

受付機関名・担当者氏名
保健所・

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号および別記様式第3号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 告 示

## 滋賀県告示第64号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 解除に係る保安林の所在場所 高島市マキノ町白谷字山田533-2・533-10(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 解除の理由 一般送配電事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 滋賀県告示第65号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護サービスゆとり	草津市南笠東二丁目15番9号	合同会社ゆとり 代表社員 川合裕介	草津市南笠東二丁目15番9号	訪問介護	令和8.2.1	2570602108
大福	守山市今浜町2620番地89	株式会社タナカ 代表取締役 田中憲幸	守山市今浜町2620番地89	訪問介護	令和8.2.1	2570701272

## 滋賀県告示第66号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
そりも訪問看護ステーション	草津市笠山一丁目8番35リパティヒルズ405-107号	株式会社Thouglhtful 代表取締役 森庸簡	草津市笠山一丁目8番35リパティヒルズ405-107号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8.2.1	2560690345

## 滋賀県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年2月6日から令和8年2月20日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域						
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考		
県道	六地藏草津線	栗東市川辺字新日吉604番1地先から 栗東市岡字岡370番1地先まで	変更後	最小 8.1m } 最大 63.0m	1511.9m	旧道区間の栗東市への移管(令和8.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり		
		栗東市坊袋字新日吉5番1地先から 栗東市岡字岡371番1地先まで	変更前	最小 4.7m } 最大 8.5m	829.4m			
		栗東市川辺字新日吉604番1地先から 栗東市岡字岡370番1地先まで		最小 8.1m } 最大 63.0m	1511.9m			
		土山蒲生近江八幡線	蒲生郡日野町大字鎌掛字加情3257番2地先から 蒲生郡日野町大字松尾字菰池929番1地先まで	変更後	最小 9.9m } 最大 62.5m		6363.0m	道路改良工事(バイパスおよび現道拡幅)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり 重用路線 国道307号 L=2026.5m
				変更前	最小 7.2m } 最大 12.3m		6607.6m	
			蒲生郡日野町大字鎌掛字加情3300番1地先から 蒲生郡日野町大字鎌掛字向代3664番2地先まで	変更前	最小 4.2m } 最大 12.3m		6607.6m	
	西明寺水口線	蒲生郡日野町大字鎌掛字加情3300番1地先から 蒲生郡日野町大字鎌掛字向代3664番2地先まで	変更後	最小 13.3m } 最大 51.1m	274.7m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更 重用路線 土山蒲生近江八幡線 L=62.5m		
			変更前	最小 10.0m } 最大 40.8m	274.7m			

**滋賀県告示第68号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成30年滋賀県告示第74号で認可した大津湖南都市計画道路事業の事業計画の変更を令和8年2月6日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 3・5・101号本堅田衣川線および3・5・102号出町線
- 3 事業施行期間 平成30年3月9日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分 平成30年3月9日滋賀県告示第74号の事業地のうち堅田二丁目字志里廣、本堅田一丁目字南六反田および字生可以ならびに本堅田三丁目字石橋地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし

**公 告****大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社河道観光 代表取締役 河本文子 京都府京都市伏見区竹田久保町1番地
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社河道観光 代表取締役 河本浩昭 京都府京都市伏見区竹田久保町1番地
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更年月日 アについては令和5年7月5日、イについては令和4年8月1日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の住所および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年1月6日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
  - (2) 縦覧期間 令和8年2月6日から令和8年6月8日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年6月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第

1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ水口店 甲賀市水口町北脇427番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 変更年月日 令和7年6月19日

4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年1月6日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 令和8年2月6日から令和8年6月8日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年6月8日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

-----  
**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ草津栗東店 栗東市小柿七丁目548番ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更年月日 令和7年6月19日

- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年1月6日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
  - (2) 縦覧期間 令和8年2月6日から令和8年6月8日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年6月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグユタカ今津店、オートボックス今津店、ケーズデンキ今津店 高島市今津町今津1700、高島市今津町今津1702、高島市今津町南新保530-1
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 有限会社ブックマート 代表取締役 安本成権 高島市今津町南新保180番地 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井家康 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井家康 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 株式会社オート・ハンズ 代表取締役 藤井幹己 甲賀市水口町中邸5番58号 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 有限会社ブックマート 代表取締役 安本成権 高島市今津町南新保180番地 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井家康 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユタカファーマシー 代表取締役 浅井家康 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 株式会社オート・ハンズ 代表取締役 藤井幹己 甲賀市水口町中邸5番58号 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更年月日 令和7年6月19日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年1月6日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
  - (2) 縦覧期間 令和8年2月6日から令和8年6月8日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年6月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字須恵1285番地1 株式会社西村工作所 代表取締役 西村達昭	蒲生郡竜王町大字西川字上中筋1606番1 外5筆	1,912.15㎡ (全体: 3,898.71㎡)	令和8.1.30	6594

一般競争入札の公告

令和7年度から令和12年度までにおける滋賀県盛土等情報管理システム構築および運用保守業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 滋賀県盛土等情報管理システム構築および運用保守業務 一式
- (2) 業務の内容等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年3月9日(月)から令和13年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 滋賀県庁内(詳細は入札説明書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に希望営業種目として次のとおり登録されている者であること。

大分類: 役務 中分類: 情報処理

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの入札の手續に間に合わないことがある。

- (5) 共同企業体を構成して参加する場合は、全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たすこと。
- (6) 令和2年4月1日以降に国、都道府県、市区町村またはこれらを構成員とする団体が発注するクラウド型GISシステムの構築業務の履行実績を有する者であること。なお、「履行実績」の対象となる業務は、令和2年4月1日以降に業務を開始して、令和8年3月31日時点で業務を完了(見込みを含む。)している業務とする。また、「履行実績を有する」とは、受注者として実施した場合のほか、再委託先として上記の業務を実施した場合を含む。共同企業体を構成して参加する場合は、代表構成員がこの要件を満たすこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類(以下「事前提出書類」という。)を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。事前提出書類の提出を適正に履行しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加要件確認申請書(共同企業体を構成して参加する場合、全ての構成員について提出するとともに、全ての構成員間の責任分担・取決め内容がわかる共同企業体協定書の写しを提出すること。)

イ 2(6)に掲げる要件を満たすことを証する資料等

- (2) 入札参加要件確認申請書の交付方法 4(3)の入札説明書に含めて交付する。

- (3) 提出場所 滋賀県土木交通部住宅課(県庁北新館4階) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- (4) 提出期限 令和8年2月25日(水)正午までとする。それ以後においても事前提出書類の提出を受け付けるが、この場合にあつては4(1)の問合せ先に連絡の上、入札書の提出時まで提出するものとする。

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所および問合せ先 滋賀県土木交通部住宅課(県庁北新館4階) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4240 電子メール morido@pref.shiga.lg.jp
- (2) 入札説明書、仕様書および契約条項を示す期間 令和8年2月6日(金)9時から令和8年3月9日(月)正午まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和8年3月9日(月)正午まで
- (6) 入札書の提出方法
  - ア 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
  - イ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)
- (7) 開札の日時および場所 令和8年3月9日(月)14時 滋賀県庁新館7階システム設計室1A

#### 5 入札方法

- (1) 入札の執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札者は総額により決定する。

#### 6 質問の方法等

- (1) 質問の方法 4(3)により入札説明書を受領した者において質問がある場合は、質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、4(1)のメールアドレス宛てに提出すること。質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問の期限 令和8年2月20日(金)正午まで
- (3) 回答の方法 質問を受理した日から5日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に、質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページ「県民の方」の「県土整備」の「まちづくり」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>)に質問および回答の内容を掲載する。

#### 7 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

#### 8 契約書作成の要否 要

#### 9 入札の無効に関する事項 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

#### 10 落札者の決定

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

#### 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。

#### 12 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

#### 13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から事前提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき、当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be service required : Construction, operation and maintenance of embankment management systems 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, March 9, 2026
- (3) For further information, contact : Housing Division, Department of Public Works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4240

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
るりあん稲枝ケアサービス	彦根市野良田町287-3	医療法人玄一会 理事長 中塚貴之	彦根市川瀬馬場町1079番地1	訪問介護	令和8.2.1	2570201828

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ほほえみケア	長浜市高月町高月114-1	合同会社ほほえみ 代表社員 柴田弘美	長浜市高月町高月111番地	訪問介護	令和8.2.1	2570301867

滋賀県南部健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年2月6日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ケアステーションあゆみ	草津市若草五丁目7番4号	合同会社あゆみ	草津市若草五丁目7番4号	居宅介護 重度訪問介護	2510601053	令和7.11.30

み						
---	--	--	--	--	--	--

公安委員会規則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

滋賀県公安委員会規則第1号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表の4警察官駐在所の表滋賀県甲賀警察署の部菩提寺警察官駐在所の項中「同六丁目」を「同七丁目」に改める。

付則

この規則は、令和8年2月9日から施行する。

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和8年2月6日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 手術用外視鏡システム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和8年1月13日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社増田医科器械 滋賀支店 栗東市伊勢落730番地1
- 5 落札金額 42,482,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和7年12月19日(金)

正 誤

令和8年1月23日付け第684号大規模小売店舗の変更の届出の公告中

ページ	行	誤	正
6	20	愛知郡愛荘町安孫子825番地	愛知郡愛荘町愛知川72番地